

**神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第32条第1項に基づく許可に係る
神戸市建築審査会の意見を包括的に聴く取扱い**

(趣旨)

- 1 この取扱いは、神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例（平成6年条例第51号。以下「条例」という。）第32条第1項に基づく許可に際し、形式的審査のみによって、公益上必要で通行上支障がないと認められる場合に、あらかじめ神戸市建築審査会（神戸市建築審査会条例（昭和30年6月条例第17号）に基づく建築審査会をいう。以下「審査会」という。）の意見を聴いたものと扱う対象を包括的に定めることにより、審査会の手続の簡素化、迅速化を図ることを目的とする。

(対象)

- 2 条例第25条に基づく建築物の敷地面積の制限に適合しない建築物で、次の各号のいずれかに適合するものについては、条例第32条第1項に基づく許可に際して、あらかじめ審査会の意見を聴き、「特に支障がない」という意見であったものと取り扱う。
- (1) 許可を受けようとする建築物（以下「申請建築物」という。）の用途がバス停留所又はタクシー乗場の上家であり、次の要件の全てに適合するもの
- ① 設置場所は、道路のうち、歩道、駅前広場の島式乗降場等（以下「歩道等」という。）に設置するものであって、有効残幅員を2m以上（自転車歩行者道にあっては3m以上、自転車歩行者専用道にあっては4m以上）確保できる配置及び形状であること。また、当該歩道等の申請建築物を設置する部分の使用について、道路の所有者及び管理者と協議が終了していること。
 - ② 申請建築物の主要構造部は、他の建築物又は工作物に接続しないこと。
 - ③ 申請建築物の階数が1であり、歩道等の路面から有効高さが原則2.5m以上確保されていること。
 - ④ 申請建築物の主要構造部は、不燃材料とすること。
- (2) 申請建築物が、道路管理者が設ける道路の附属物（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項に該当するものをいう。）のうち自転車駐車場で、次の要件の全てに適合し、道路の通行上支障がないもの
- ① 申請建築物の主要構造部は、他の建築物又は工作物に接続しないこと。
 - ② 申請建築物の階数は1であること。
 - ③ 申請建築物の主要構造部は、不燃材料とすること。

(審査会への報告)

- 3 市長は、2の規定により条例第32条第1項に基づく許可をした建築物について、速やかに審査会にその内容を報告しなければならない。

附則

(施行期日)

- 平成21年10月15日から施行する。
- 令和3年1月1日から施行する。
- 令和6年1月30日から施行する。
- 令和6年7月1日から施行する。